

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月4日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyozimu.html">http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyozimu.html</a>

執行機関名

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号)第3条第1項の規定による修学金の貸与又は同条第2項の規定による修学支度金の貸与に関する事務(以下「高等学校等修学資金貸与事務」という。)であって規則で定めるもの【高等学校等修学資金貸与事務】
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)別表第1 第8の項 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号)第3条第1項の規定による修学金の貸与又は同条第2項の規定による修学支度金の貸与に関する事務(以下「高等学校等修学資金貸与事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条	京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。	第1条 この条例は、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、高等学校等に在学する者で、 <u>勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものに対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則(平成14年京都府規則第31号) 京都府高等学校等修学資金貸与実施要項